

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和6年3月12日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1番	村上祥平君	2番	虫明弘雄君
3番	長沢正君	4番	佐藤周君
5番	杉本一彦君	6番	四宮和彦君
7番	田久保真紀君		

○出席議員 9名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	犬飼このり君	議員	重岡秀子君
〃	河島紀美恵君	〃	鈴木絢子君
〃	篠原峰子君	〃	井戸清司君
〃	宮崎雅薫君		

○説明のため出席した者 30名

副市長	中村一人君
〃	岸弘美君
企画部長	西川豪紀君
企画部企画課長	菊地貴臣君
同秘書広報課長	山下明子君
同職員課長	小澤剛君
同デジタル政策課長	小林和昭君
理事	杉山貴光君
危機管理部長兼危機管理監	稲葉祐人君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総務部長	木村光男君
総務部次長兼課税課長	小川直克君
同庶務課長	鈴木康之君
同財政課長	肥田光弘君
同資産経営課長	久津間知治君
同収納課長	渡辺拓哉君

市 民 部 長	萩 原 智世子 君
市民部市民課長	大 川 雄 司 君
同 環 境 課 長	佐 藤 文 彦 君
同 保 険 年 金 課 長	肥 田 耕 次 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部健康推進課長	大 川 貴 生 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
建 設 部 長	近 持 剛 史 君
建設部次長兼建設課長	高 田 郁 雄 君
会計管理者兼会計課長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
教育委員会事務局教育部長	浜 野 義 則 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由 里 亜 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝 局長補佐 中 井 智 実
 係 長 福 王 雅 士

○会議に付した事件

- 1 市議第45号 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 市議第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 3 市議第49号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 4 市議第64号 令和6年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算
- 5 市議第65号 令和6年度伊東市土地取得特別会計予算
- 6 市議第66号 令和6年度伊東市霊園事業特別会計予算
- 7 市議第68号 令和6年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算
- 8 市議第62号 令和6年度伊東市一般会計予算所管部分
- 9 令和6年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

○委員長（佐藤 周君）開会する。

○委員長（佐藤 周君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないよう願う。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力を願う。

○委員長（佐藤 周君）日程第1、市議第45号 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）条文中の文言について聞きたい。「法別表第2の第2欄に掲げる事務」から「特定個人番号利用事務」に文言が差し替えられることが改正の中心になっているが、これは個人番号を利用する事務の範囲を拡大するものかと思うが、そういう趣旨の改正でよろしいか。

○庶務課長（鈴木康之君）法律においては、マイナンバーの利用範囲の拡大で、社会保障制度、税制及び災害対策以外の行政事務においてもマイナンバーの利用促進を図るということで、個人番号の利用範囲や国外転出者に対する個人番号カードの交付、特定個人情報提供制度、個人番号利用事務の追加で法律が改正されている。「法別表第2の第2欄に掲げる事務」が「特定個人番号利用事務」という言い方に変ったが、本市の条例については改正に伴う用語の整理で、基本的に内容は今までと変わらない。

○6番（四宮和彦君）おおむね分かった。ただ、大本の法律を私もざっとしか見ていないが、特定個人番号利用事務自体が本文中に言葉の定義として出てきていない感じがした。追加された事務にはこういうものがある、ああいうものがあるという話であったが、それはどこに定義されているのか。

○庶務課長（鈴木康之君）法別表第2を削り、政令にて特定個人情報を定めることとなるが、その政令がまだ出ていない。言い方としては特定個人情報を定めるとなっている。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）今、委員がお尋ねの改正される第19条で特定個人番号利用事務が、定義づけではないが、意味づけされており、それによると、法別表に掲げる事務のうち、情報連携ができるもので総務省令で定めるものという記載があるので、基本的には現

行の法別表第2と同様の趣旨のものと理解願いたい。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第45号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第2、市議第46号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）関係条例の整理については、行政事務に関わる部分として、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項と、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに関する事項が追加されたことに伴い行われる改正だと思うが、令和6年4月1日施行になる改正法の改正趣旨の一番のメインは、地方議会の役割及び議員の職務等の明確化に関する事項になっており、議会は無関係ではないと思われる。今回の地方自治法の一部改正内容はどういうものだったのか、概要を説明願いたい。

○職員課長（小澤 剛君）今回の改正の概要は、今、委員が申したとおり、一番最初に地方議会の役割及び議員の職務等の明確化等の規定が加わった。2つ目が会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を行えるとの国の改正である。3つ目が公金事務の私人への委託に関する制度の見直しで、この3つが今回の地方自治法の一部改正で改正する概要である。

○6番（四宮和彦君）我々議員がこのことについて特に通知を受けた記憶がない。今回の改正内容の通知は、誰から誰に向けて発せられたものなのか。例えば総務省から都道府県とか市とかという話なのか。

○企画部長（西川豪紀君）地方自治法の一部改正については、総務大臣名で各都道府県知事宛てに通知がされている。さらに各都道府県から各市町へと法律の改正趣旨が通知されている状況である。

○6番（四宮和彦君）都道府県と指定都市以外の議会の場合は、そうした情報はどのような経路で

通知を受ける仕組みになっているか分かるか。

○**企画部長**（西川豪紀君）ただいま答弁したが、総務大臣から各都道府県、委員が申したとおり、各指定都市市長や人事委員会委員長に通知の発出がされ、その後、各市町へ通知が発出される。地方自治法の改正により、議会の役割及び議員の職務等の明確化等が整理されたことは認識しているが、この大臣からの通知をもって都道府県から各市町への通知があるので、その通知をもって私どもは理解させていただくので、議会は議会でしかるべき通知を議員へしていると考ええるが、組織の違いではっきりと通知がされていなかったかもしれないが、そのような状況だと理解している。

○**事務局長**（富岡 勝君）議会への通知の関係であるが、全国市議会議長会から議会へ通知がある。昨年の夏頃だったと思うが、改正の概要については議員にも案内をさせていただいた。

○**委員長**（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第46号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤 周君）日程第3、市議第49号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○**6番**（四宮和彦君）国民健康保険税は、被保険者間の負担の公平化及び低・中所得者の負担軽減の名目で、これまでも度々、賦課限度額の改定は行われてきているが、今回の改定で保険料が増額になる層、減額になる層はそれぞれどれぐらいになる見込みなのか。あわせて、保険税収入全体としての影響額はどれぐらいになる見込みなのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）負担軽減については既に令和5年度からやっている。その数字は今持っていないが、確実に影響が出ている。令和5年度の数字を見ると、限度額はおおよそ255万4,700円、114世帯が試算したときの数字である。減少額は、3月の補正でやっているが、資料を持ち合わせていないので、後で報告する。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第49号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第4、市議第64号 令和6年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）まず、予算規模について何点か伺う。主に被保険者数の減少に伴い、全体的な事業規模が縮小すること等を理由に1億4,300万円、1.6%減を見込むという説明がされていた。1つとしては、ここ数年の被保険者数の減少は、団塊の世代が後期高齢者医療に移行する影響が大きいとよく言われているが、ほかにも影響する原因はあるのか伺う。

○保険年金課長（肥田耕次君）委員指摘のとおり、現在、団塊の世代が75歳となり後期高齢者に行くことにより、600人や1,000人の減少があり、枠が小さくなっている。プラス、令和2年ぐらいに経済状況が落ち込んだときには社会保険が減り、国保が増えたが、景気が回復してきて、社会保険に若い人たちがどんどん加入したので、人数が減り、予算規模も減少した。

○6番（四宮和彦君）1つには、団塊の世代の後期高齢者医療への移行が物すごく大きな部分になっている、それから、若い人たちが国保ではなく社保に加入するので、国保の加入者自体が減ってきているという話だと思うが、被保険者の別への移行でいえば、国保の予算規模が縮小したところで、財政上の医療費負担は、給付の際の財布の出どころが変わるだけと思える。国保予算額が減少した分、別会計での負担が増加するように見えるが、その点の構造はどのようなになっているのか。

○保険年金課長（肥田耕次君）社会保険に関しては、内部でほとんどやっているのですが、後期高齢者に関しては、医療費全体の40%を後期高齢者支援金として現役世代が出すという形を取っているのですが、後期高齢者支援金等が引き上がらざるを得ない状態が続くと考えているが、

令和6年度から保険料、限度額の見直し等が後期高齢者医療も、ゼロ歳から74歳までの負担が上がらないように、現在、国が制度を変えようとしている。

- 6番（四宮和彦君）国保のほうで、後期高齢者医療への負担も増えていってしまうということで、国保全体の予算規模が縮小しているにもかかわらず、繰り出さなければいけないものが増えていくという話になると、どこからお金を調達するのかという問題が出てくると思う。

団塊の世代が全て後期高齢者になる2025年が一つの危機的なキーワードとしてよく出てくるが、国保から後期高齢者医療への被保険者の移動がほぼ完了すると、国保の予算規模の縮小傾向は2026年度以降は緩やかになっていくのか、相変わらず減少傾向は止まらないのか。

- 保険年金課長（肥田耕次君）細かな話になるが、団塊の世代は昭和22年から昭和24年までに誕生した方のことを指すが、昭和25年、昭和26年は、団塊の世代と呼ばれるほどの数ではないが、かなり多数を占めているので、しばらくは国保の被保険者は減少、後期は増加が続いて、国保の予算規模は、よくて横ばいぐらいで、上がる見込みは現在立てていない。

- 6番（四宮和彦君）事項別明細書の16ページの総務費から聞きたいが、総務管理費の委託料45万1,000円、そんなに大きな額ではないが、委託料の2件は国保実績報告書等システム保守委託料と国保実績報告書等システム改修委託料が計上されているが、どのように使用するシステムなのか。また、非常に特殊なシステムに思えるので、どういった事業者に委託するのか。

- 保険年金課長（肥田耕次君）国保実績報告書等システム保守委託料と国保実績報告書等システム改修委託料であるが、今、国保の計算は県が全部まとめて請求しているが、それぞれの国保で請求すべき金額等を各市町が県に提出することにより、県がまとめて国から交付を受ける制度になっている。国保実績報告書等システム保守委託料の25万3,000円は毎年あり、基盤安定システム等の細かなものは全て少しずつ動くので、まとめてやっていただく。

国保実績報告書等システム改修料の19万8,000円は、まさにシステム改修であるが、国保でも制度改正があり、来年度から後期の保険料から約7%補助をする制度になっているので、そういう改修を含めてシステムを改修しなければいけないので、予算計上した。

委託先は、富士通のシステムを使っていることから、静岡県内で富士通のシステムを唯一扱っている都築電機という会社と随意契約している。

- 6番（四宮和彦君）分かった。

18ページで同じく伺いたいが、一番上に機械器具借上料がある。いろいろなところに機械器具借上料が登場するが、一体何の器具を借り上げているのか全然分からない。どういった機械を、どういった事業者から借り上げているのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）国保の一般管理費と賦課徴収費で出てくるが、電算の端末機器の国保分の使用料という形でやっている部分である。

○**市民部長**（萩原智世子君）18ページの機械器具借上料については、高額療養費支給管理システムのリース料が147万4,000円、そちらを電算室に置く棚、ラックコンソールのリース料が8万円となっている。

○**6番**（四宮和彦君）委託先のリース会社はどこか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）東京コンピュータサービスという会社を利用している。

○**6番**（四宮和彦君）なぜ、こんなちまちましたことを聞いているかということも、まず言い訳しておこうと思うが、要するに、市の委託事業は、さっき言ったが、富士通や東京何とかかんとかと、みんな市外の事業者である。私の一般質問にも関わってくるが、本市からお金が出ていってしまっている部分の一端にもなりかねない。したがって、この辺はもう少し、例えば場合によっては市内の事業者でそういうものを取り扱っているところがないとか、国保に関わる特殊なシステムみたいなものは専用事業者でなければできない部分もあると思うが、そういうもの以外は極力、例えばそういうところに持っていくべきではないかという意味合いもあって伺っている。

そういう意図も含めてであるが、次の同じく18ページのところで120万6,000円の負担金及び補助金がある。電算機等使用料負担金とある。電算機を使用する負担金がどういうものなのか、よく分からないことがあるのと、これはどこに対して負担しているものなのか。それから、もう1つのオンライン資格確認システム等運営負担金は、このシステム等の運営というのはどこが行っているのか。この2点について伺う。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）先ほどちょっと勘違いした電算のほうのいわゆる端末を、うちのほうでも使用させていただいているが、そちらの国保システム、国保利用分という形で、デジタル政策課のほうからまとめて委託業者、こちらのほうにお支払いしている。デジタル政策課がまとめてお支払いしているホストの保守部分の負担分である。オンラインに関しても、ほぼ同じような形でお支払いしている。

○**6番**（四宮和彦君）オンラインの運営主体はどういうところかという話である。オンライン資格確認システム等運営負担金、運営している組織があるだろうという話である。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）こちらは国保中央会が中心にはなっているが、一応、国保連合会を通じて支払っている。

○**6番**（四宮和彦君）何だか分かったような分からないような気もするが、ほかのところにも、いわゆる電算機等使用料負担金は出てくるが、イメージ的にちょっと、例えば大学実験室等が巨大なスーパーコンピューターを使用するときに、時間制で、例えば、電算機使用料みたいな

ものが発生するとかというのならイメージができるが、市役所内のパソコンか何かを使うのに使用料が発生するというのがイメージができない。だから、その辺がどういうものとして使用料が発生しているのかということを知りたかった。

そのまま行くが、20ページの徴税費で、徴税システムに関わるものなのだろうと思うが、ここでも同じく負担金補助及び交付金のところで490万円というそれなりに大きな金額が、電算機等使用料負担金として480万円などという大きな金額が発生している。これはどういう電算機を使っている、どこに対して負担しているものかということを知りたい。

○**デジタル政策課長**（小林和昭君）特別会計の分については、国保だけに限らず水道とか競輪とか、そこに貸し出している一般の職員が使う基幹系パソコン、LGWAN系パソコン、プリンター、その他のスタンドアロンパソコン等を、1台幾らという形で使用料として一般会計のほうに頂いている形になる。

○**6番**（四宮和彦君）同じ負担金補助及び交付金のところにマルチペイメントネットワーク推進協議会というものが出てくるが、名前からおおよそ、いろんな決済手段で、いわゆる徴税したりするだとかというものなのだろうというのは想像がつくが、マルチペイメントネットワーク推進協議会のホームページを見ると、本市は協議会の特別会員になっているようであるが、当協議会にはいつから参加しているのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）27年から加入させていただいていると思う。

○**6番**（四宮和彦君）特別会員のリストみたいなものが、どわっと出てくる。百二、三十市ぐらいであるが、でも、全国の自治体数を考えれば1割行くか行かないかぐらいの数でしかない。この辺は、全国でどれぐらいの割合の自治体がこのマルチペイメントネットワークというものに参加しているか分かるか。あるいは、少なくとも県内ではどれぐらいというのは分かるか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）申し訳ない。資料を持ち合わせていないので分からない。

○**6番**（四宮和彦君）承知した。ただ、では、全ての市が入っているかということ、そうではなさそうだというのは、おおよそ見当がつく。そうだとすると、本市の場合は、この協議会に参加した経緯というのは、どういう経緯でこれに参加することになったのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）国民健康保険料の納付について、原則口座振替でやるのだというふうな条例を改正させていただいたときに、市民の方が結局これまで銀行に行ったり、こっちへ来たりして、書類を書いて手続をしなければいけないということで、手間がかかるということで、それを嫌がる方も多かったので、ある程度の多いところだけしか選んでいないが、いわゆるキャッシュカードを読み取って、銀行振込の各市税とか、そういうものを口座振替に手続できるというシステムを導入させていただいたのが最初の経緯である。

○**6番**（四宮和彦君）確かに決済方法を簡便なものにしようとか、もっと利便性の高いものにし

ようということで、このシステムを利用しようというのは分かるが、ただ、そういうものは、別にこのマルチペイメントネットワーク推進協議会が独占しているわけではないという話で、要は、このマルチペイメントネットワーク推進協議会を本市が選択して、その特別会員となった経緯、つまり、伊東市側がここがいいのではないかと思ってたのか、そうではなくて、こちらの推進協議会側からの何かしら営業活動があつて、あるいは、場合によっては国や県の側からこれに参加しなさいとかという助言があつて、それで参加することになったのか。その辺を経緯として聞いているが、その辺はどうか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）当時の状況であるが、ペイジーという、いわゆる一般的なものとして、それ以外、あまり口座振替でやっていくシステム自体が当時なかったのも、その後、現在、もうシステムもどんどん進化しているが、当時はそこぐらいしか方法がなかったということであり、その中で、その当時としては選択させていただいた次第である。

○**6番**（四宮和彦君）承知した。そういう経緯で、逆に言うと選択の余地がなかったということかという気がする。引き続き、21ページで質疑したい。ここで伺いたいのが、退職被保険者等療養給付費。科目計上なのだろうと思うが、議場での説明だと、いわゆる令和2年3月31日をもって本市の退職被保険者はいなくなったが、医療機関からの請求時効を想定し計上するという説明であった。これは、我々は耳で聞いているものだから、分かりにくいのは、請求時効というのは、いわゆる債権の消滅時効とか、そういう時効という意味でよいか。まずこれだけ確認したい。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）2年になくなっているのも、あれであるが、一応こちらのほうは、まず、間違えて過誤で請求していた場合。過誤というか……。例えば一般で請求したが……。

○**6番**（四宮和彦君）耳で聞いていたら、時効はどういう字を書くのか分からないという話である。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）時効は、時間に効果の効である。

○**6番**（四宮和彦君）だから、債権の消滅時効を言っているのかと私は質疑した。答弁は、そのとおりであるでいいのではないか。

そうだとすると、退職要件者がいなくなったのは、平成27年の制度廃止後、令和2年3月31日までに対象となる人たちが、65歳以上に、みんなもうなくなってしまったということでしょうか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）お見込みのとおりである。

○**6番**（四宮和彦君）そうすると、健康保険法上、いわゆる保険医療機関における診療報酬請求額の時効については、令和2年3月診療分までは3年間。途中、法律改正があった関係もあると思うが、令和2年4月診療分からは原則5年間でというふうに規定されている。その起算日

は診療月の翌月1日とされているはずであるが、その規定で間違いないか。もしそうだとすると、仮に令和2年3月31日で退職被保険者がいなくなる。そうすると、仮に31日に診療が行われて、診療報酬が未請求であったとしても、時効になるのは3年後の令和5年3月31日になるはずだと思う。そうすると、対象となる退職被保険者が令和2年3月31日でいなくなっていたのであれば、令和5年度以降に請求が行われるということはないのではないかと思うが、この辺、時効の起算点が異なるのか、あるいは、それとも催告だとか、あるいは何か裁判になってしまったということによって時効が中断していたりだとかという理由によって、診療報酬請求権が令和5年3月31日までに消滅していない場合があるということか。

- 保険年金課長**（肥田耕次君）一番端的な例を言うと、国保連合会の審査があるが、その再審査とか、医療機関のほうで納得いかないと、再請求という形でそういうものは続くが、そちらのほうで何件あるかというのが、本市では実際のところ把握できていないので、そこの時効は確かに委員のおっしゃるとおりであるが、その間、再審査の間は時効が中断するというところで、科目計上だけさせていただいている。
- 6番**（四宮和彦君）でも、仮に審査中案件があつて、時効が中断しているからという話になったとしても、既に本来だったらば時効の、だって、令和5年度末には通常であれば、最長でも時効が完成している。もうそれからまた1年たつての審査は、そんな長期間にわたって延々、何年も続いて行われるものなのかというのは非常に疑問であるが、その辺はどうか。
- 保険年金課長**（肥田耕次君）希有な例であるが、私が知っている範囲だと、最大5年間、医療機関と連合会が争ったという事例があり、そちらのほうがあるので、ちょっとまだ6年、7年、8年ぐらいまでは削れないのかなというのはあつて、今回も科目計上だけさせていただいている。
- 6番**（四宮和彦君）そうすると、結局、国保の審査のほうに何か上がっているものが消えてなくならない限り、永遠に予算書に科目計上を継続しなければならないことになるのか。
- 市民部長**（萩原智世子君）今、保険年金課長からあつた案件と、もう1件、ほぼないとは想定されるが、遡りでは資格がこれ以前にあつたという請求があつた場合には、やはりその後のことが5年間、請求の期間が延びるという話の中で、最大で来年、令和7年の3月31日まで一応、科目計上のものは残ると考えている。
- 6番**（四宮和彦君）別に科目計上するだけの話なので、あつてもなくてもそんなに大きな問題にはならないという話なのかもしれないが、ただ、ほかにもいろいろ出てくる。

例えば、今度は26ページの傷病手当諸費。これは傷病手当金が20万円ということであるが、これも結局、新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当金で、令和5年5月8日をもって制度は廃止になった。しかし、これもまた請求時効を想定して計上している。今の例に従う

と、こちらも時効は最長で、今度は5年という話になると、令和10年5月31日まで科目計上がずっと続くことが原則になる。それで、さらに言うと、またそこで、さっき言った審査があるとか、資格の問題で遡って、もう1回そこからという話になると、その先も永遠、これは科目計上が続くことになりかねないのではないかと思うが、その辺、傷病手当金についても同じような扱いになるのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）傷病手当金に関しては、審査とかというのではなくて、あくまで病院にかかって損失の期間、病院にかかったり治療している関係で仕事に出られなかったという証明をうちのほうで受けて手当を支給しているので、委員がおっしゃった時効の成立で、完全に時効となるので予算計上は終了となる。

○**6番**（四宮和彦君）そうすると、さっきの市民部長の話だと、退職者被保険者に関しては、令和7年末までは科目計上が続くという話であったが、こっちは、では、そうすると、今私が言ったように令和10年度予算まで科目計上は続くことになるのか。

○**保険年金課長**（肥田耕次君）お見込みのとおりである。

○**市民部長**（萩原智世子君）申し訳ない。傷病手当金については、Q&Aが別に出ており、そちらのほうの記載では消滅時効は2年とされているので、こちらは別の扱いになるかと思う。したがって、令和7年度末までになるかと思う。

○**委員長**（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第64号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○**委員長**（佐藤 周君）日程第5、市議第65号 令和6年度伊東市土地取得特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第65号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第6、市議第66号 令和6年度伊東市霊園事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○5番（杉本一彦君）まず、合葬式墓地のこれまでの使用状況、令和5年度の使用状況を伺う。

○市民課長（大川雄司君）合葬式墓地の使用件数は23件である。

○5番（杉本一彦君）当然、令和6年度も伊東市振興公社に委託するとのことであるが、全国的にもこの合葬式墓地の使用については、あまり例のない事業で、その中でもここは非常にニーズも高いということで、私も本会議でも質問させていただいたが、1年間、こういった例のない事業に関する様々な手続に振興公社の皆さんは関わってきたと思うが、その辺で、今後のいろいろな課題、問題点が見えてきた部分もあるかと思うが、そのあたりの使用の手続等に関する課題等をどのように捉えているか。

○市民課長（大川雄司君）使用の手続については、6月に初めてやったということで、そのときは大変申込みが集中して、その対応事務については混乱した。混乱というのは、持ってきていただく書類、そういうところについて、いろいろ説明するに当たって、振興公社側から説明したが、なかなか戸籍等を取る方法が十分説明ができなかったというところがあったので、市民課が所管なので、市民課の窓口でもそれを御案内するというような連携を取るということで、その辺はなるべくスムーズに取れるようにということで、解消、改善したようなところがある。最近については、申込みが落ち着いたところがあるので、また今年の4月から始めるが、それほど集中して来るということは想定されていないし、20件以上、こうやって相談や、実際の事務もしているので、振興公社側としても結構その事務については習熟してきたと考えている。

○5番（杉本一彦君）そういった中で、思ったよりも非常にニーズの高い事業だと私も思っているが、6年度で合葬式墓地に関してどれぐらいの使用件数を見込んでいるか。

○市民課長（大川雄司君）予算上では20人を見込んでいる。

○5番（杉本一彦君）次に、洋式墓地、和式墓地について伺うが、本会議でも聞いたが、あれか

らまた時間がたっている。洋式墓地が現在どれぐらい整備されていて、どれぐらい使用されているのか。和式墓地がどれだけ整備されていて、どれだけ使用されているのか、確認したい。

- 市民課長（大川雄司君）天城霊園の墓所の区画数は、芝生墓所が1,268、普通墓所が668件、合計で1,936区画。そのうち空き状況については、芝生墓所が1月末で5区画、そして普通墓所が19区画、合計24区画となっている。
- 5番（杉本一彦君）合葬式墓地ができたことによって、こういった、また墓地も、ニーズの動態も変わってきたと思うが、和式の墓地が比較的残っていくというのは、これからの時代、ニーズが大分低くなっていると考えられるが、それであるならば、私は単純に考えたが、こういった和式の墓地を芝生墓地に変えていくみたいなのができるのか、どうなのかと考えるが、そのあたりについてはどうか。
- 市民課長（大川雄司君）普通墓所も芝生墓所として使えるようにということになるかと思うが、それぞれ区画の大きさが違ったり、また、芝生については芝生のいわゆる大きなブロックとして全体に芝生を貼って芝生墓所としているので、普通墓所の中に、ぽつんとというか、芝生的なところでやるというのは、なかなかできないかと、対応できないように感じる。ただ、普通墓所に関しても、よくイメージするようなお墓、四角いものでなければいけないということはないので、芝生墓所にあるような石碑型のもの、それぞれ皆さんの思いがこもった言葉を書くとか、そういう形のものも散見されるので、実際に、実質的には形として、おっしゃるような和式というような、四角いものを建てるというようなことにこだわることはないので、その辺も案内をさせていただきたい。
- 5番（杉本一彦君）そういった普通墓所、芝生墓所、かつてから人気の天城霊園の墓所であったが、現在、合葬式墓地ができたこと等にもよって、こういったところの市民ニーズ、需要と供給のバランスについてどのように考えているか。それと、今後のそういった整備方針みたいなものがあるのかないのか。最後、それだけ聞かせてほしい。
- 市民課長（大川雄司君）今回の合葬式墓地の整備については、令和元年度に行った市民調査、または全日本墓苑協会に調査していただいた、この先20年間の想定数、お墓を必要とする想定数、その辺を踏まえてやっていて、それによると年間20件ぐらいが合葬式墓地を御希望されるだろうということで想定している。したがって、この後もそういうことで20件ぐらいずつこの先あるのかなということを想定している。この後の整備については、特に芝生であれ、普通墓所であれ、作る計画は今のところない。
- 委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第66号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第7、市議第68号 令和6年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第68号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

10分ほど休憩する。

午前10時55分休憩

午前11時 4分再開

○委員長（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（佐藤 周君）日程第8、市議第62号 令和6年度伊東市一般会計予算所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は、まず歳出を各款ごとに、次に歳入、その他の順で行う。

まず、歳出第1款議会費について質疑を行う。事項別明細書は53ページからになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第2款総務費のうち、第1項総務管理費第11目住居表示整備費、第17目コミュニティ振興費及び第19目健康保養地づくり推進費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は57ページからになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）耳で聞いていると漢字が分からないので確認したい。まず、総務管理費の一般管理費、トータルで8,015万7,000円の増額部分についての説明で、人件費において職員の定年引上げに伴い定年退職者が隔年で生ずるため退職手当が皆増することが主な要因であるとあったが、音で聞いていると「カクネン」の字づらが分からない。毎年のことか、一年置きのことかが分からない。前年比で皆増すると言っているので一年置きということは分かるが、それで間違いはないか。

○総務部長（木村光男君）隔年というのは、一年置きと捉えてもらいたい。

○6番（四宮和彦君）要するに、隔たるであると。定年延長の件が大分前なので、再度確認したい。定年延長は2年ごとに1歳引上げとなったと思うが、令和4年度60歳定年だったものが、令和6年度に61歳定年になるということだと思うが、そうすると、退職手当の8,800万円は令和6年度中に61歳となる職員を主な対象とするもので計上しているということか。そうすると、令和7年度は定年退職者分の退職手当は計上されないという理解でいいか。

○職員課長（小澤 剛君）委員のおっしゃるとおりである。

○6番（四宮和彦君）引き続き総務費で伺う。事項別明細書58ページ、総合案内及び電話受付業務委託料の858万円について、この委託先はどこになるのかを伺う。

○庶務課長（鈴木康之君）総合案内電話受付業務委託料の委託先は、株式会社三幸コミュニティマネジメントで、熱海市にある。

○6番（四宮和彦君）熱海市ということだと市外になるが、伊東市内にはないのかという希望があるが、市内には人材派遣的な会社は存在しないのか。

○庶務課長（鈴木康之君）関係する市内の業者があれば、そこを入れた中で見積り合わせをして実施している。

○6番（四宮和彦君）そうすると、見積り合わせには市内事業者も参加しているのか。

○庶務課長（鈴木康之君）市内の事業者も参加している。

○6番（四宮和彦君）余計な話になるが、やはり市内事業者を優先する公契約条例が必要になってくるのではないかという気がするので、一言申し上げる。

58ページ、法律相談委託料22万円が計上されているが、80ページに無料法律相談委託料が別途計上されていることからすると、市民相談事業とは別のものだと思われるが、顧問弁護士料とは別に支払われる法律相談委託料は、誰にどのような目的で支払われるものか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）この弁護士委託料は、法律相談で特別な場合、セカンドオピニオンのなところとして、土居弁護士に依頼している。

○**6番**（四宮和彦君）顧問弁護士以外に特別に相談していて、顧問弁護士が役に立っていない気がしないでもないが、法律案件ごとに相談先が変わってくるのか。

○**庶務課長**（鈴木康之君）基本的には顧問弁護士がいるので顧問弁護士に相談するが、特別の事情のときには土居先生にお願いしている。

○**6番**（四宮和彦君）22万円というと、市民法律相談の費用に比べると約4分の1しかない。そうすると、すごく限定的な単発の相談にしか使えないと思うが、22万と計上している根拠は、どのようなものを想定した計上か。

○**庶務課長**（鈴木康之君）22万の根拠というのは、今答えられない。

○**6番**（四宮和彦君）根拠なく計上されてはまずい。年間何回を想定して、どういう案件に関してどういうものが想定されるのかがベースとしてあった上で、その際に法律相談料は通常これぐらいの金額で法定されているということで計上されるものだと思うので、その辺の試算ができないのはまずい。できていないわけではないと思うが、資料として用意してほしいと念押ししておく。

次に、60ページ、産業医報酬16万8,000円が計上されているが、産業医は市職員に対しての産業医か。

○**職員課長**（小澤 剛君）市の職員に対して、非正規も含め、その対応として産業医を依頼している。

○**6番**（四宮和彦君）どういう医療機関に依頼しているのか。

○**職員課長**（小澤 剛君）医師会から推薦を受けた医師にお願いしている。今年度はたちばなメディカルクリニックの先生にお願いしている。

○**6番**（四宮和彦君）64ページの庁舎維持管理のところ、委託料が7,652万3,000円計上されているが、庁舎維持管理に係る委託料ということで6つの委託料が上がっている。清掃、警備、設備等保守点検、建築物環境衛生管理、特殊建築物等定期検査、屋上清掃で、専門性等が要求されるものもあると思うが、これらのうち市外事業者に委託しているものはあるか。あるとすればそれはどれか。

○**委員長**（佐藤 周君）暫時、休憩する

午前11時13分休憩

午前11時13分再開

○**委員長**（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

- 資産経営課長**（久津間知治君）市外のもの、庁舎設備等保守点検委託料が太平エンジニアリング、庁舎管理である。防犯設備も市外の業者である。設備関係では日立とかになる。
 庁舎清掃委託料は東海総合警備である。警備等委託料はセコムである。セコムは機械警備である。それ以外は市外の業者がやっている。
- 6番**（四宮和彦君）即答できないのであれば、後ほど一覧の資料で出すという形で答弁してもらって構わない。
 64ページの市民活動支援センター事業委託料30万円について伺いたい。NPO支援の活動というのは、以前、松原出張所があった頃は事務局が常設してあったと思うが、現在は問合せ先が企画課となって、常設の事務局は設置されていないのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）以前は、平成28年度から東松原に設置していたが、その機能を本庁に移し、現在企画課で市民活動団体の支援の機能を有している。
- 6番**（四宮和彦君）企画課がやっているのではなく、事業を委託している。事業委託先は団体、個人、誰がやっているのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）業務委託については、市民活動に関する専門的な相談業務を年11回、市民活動に関する専門的な講習会の開催を年2回、いずれもまちづくりセンター伊東に委託している。
- 6番**（四宮和彦君）まちづくりセンター伊東というのはNPOか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）NPO法人ではなく任意団体である。
- 6番**（四宮和彦君）市民活動支援センターをどう位置づけるかにもよるが、NPO支援業務は、本来NPOの中間支援組織みたいなのが行くべきものだと思う。私たちも視察で行った際にそういう組織があって、センターできちんとやっていく体制を整えている自治体も多々ある。活発な市民活動の非常に重要な役割を持つ中間支援組織の設立、あるいは育成は、市民サービスの面でも重要な部分になってくる。先ほども、NPOではないがまちづくりの団体があるのであれば、そこがNPOとしてきちんと活動できるような支援をしていく必要があると思うが、市はNPO支援に関して事業化はしていないのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）まちづくりセンター伊東に従事している職員が、NPO法が施行されたときからそういったことに精通しており、専門的な相談や講習会の開催を含め委託してきた。NPO法人化するかどうかは団体の判断になると思うが、機能として市だけで受け切れない専門的な部分については、そういった中間的な団体に依頼する中で、市内全体の市民活動支援につなげていきたいと考える。
- 6番**（四宮和彦君）やるかやらないか分からない答弁であった。活動の中心であるNPOそのものも大事であるが、NPOと例えば行政や市民をつなぐその間に入る、場合によっては資金

を調達してくることも機能としては必要になってくる。そうすると、任意の個人とか団体がやれるレベルをだんだん超えてしまうので、十分な市民活動支援をしていくのであれば、中間支援組織の存在が非常に重要になるので、その辺は認識を共有してほしい。

66ページ、文書広報費のところ、広報広聴事業として委託料が1,377万5,000円。4つの委託料が計上されているが、有線テレビ、ラジオ、広報配達業務、コミュニティエフエム放送局設備維持管理とあるが、これらで委託先として市外に委託しているものはあるか。

- 秘書広報課長（山下明子君）4つの委託料は全て市内の事業者である。
- 6番（四宮和彦君）同じページで、13の使用料及び賃借料で1万円、科目計上に近いものかは分からないが、会場借上料は何のための会場で、どこに借り上げるのか。
- 秘書広報課長（山下明子君）会場借上料については、タウンミーティングで使う区の会議室等を借りるための使用料である。
- 6番（四宮和彦君）68ページの財政管理費のところ、また委託料が出てくるが、143万円とそれほど大きな額ではないが、これも2つの委託料、公会計財務書類作成分析業務、公会計システム保守、ある意味、会計上の専門性が非常に要求されそうな業務を委託している気がするが、この辺も市外事業者への委託となるのか。
- 財政課長（肥田光弘君）両方とも市外への委託である。
- 6番（四宮和彦君）同じ68ページ、使用料及び賃借料で322万円、先ほど伺った機械器具借上料というのは、デジタル政策課のほうで全体に分配した結果として出てきたということか、それとも違うものか。機械器具借上料は何を借り上げ、どこに支払っているのか。
- 財政課長（肥田光弘君）予算にある機械器具借上料と各所に出てくるシステム使用料について説明したい。各費目に出てくる機械器具借上料については、基本的に何とかシステムと、例えばサーバーとかの機械器具の両方を借り上げて使用しているもの。俗に言うリース契約できるものを機械器具借上料として計上している。システム借上料は、基本的にクラウドを使ってソフト面だけで使用しているものは、システム借上料として各費目が出てきている。

ここでの機械器具借上料については、財務会計システムの借上料になり、借上げのリース会社は市外のリース会社である。

- 6番（四宮和彦君）引き続き70ページ、会計管理費の役務費1,153万2,000円は、説明では手数料の931万1,000円の部分が増額に大きく影響していると思うが、これまで無料であった各金融機関の公金等収納業務について、令和6年度から一部有料化されること等による増額と説明された。一部有料化の一部というのは、一部の金融機関が有料化したのか、押しなべて全ての金融機関において対象となる業務が有料化したのか。

- 会計管理者兼会計課長**（稲葉育子君） 役務費の窓口収納手数料等が増額することになるが、一部というのは、一部の金融機関であると同時に、手数料の中の一部でもある。具体的には、今まで無料であった窓口での公金収納に係る手数料について、一部の金融機関から要望があり予算化している。あと、口座振込手数料、市から業者に支払うときの手数料がこれまで無料であったが、令和6年10月から内国為替制度が導入されるため、これは指定金融機関に支払うものになるが、計上している。
- 6番**（四宮和彦君） 両方の意味があると。素人考えでは、手数料を上げる金融機関はやめて、手数料を取らない金融機関にすればいいという気がしないでもないが、本市の財政状況を考えれば巨額なお金になるので、そう簡単に金融機関は変更できないということかもしれないが、その辺は金融機関との交渉によって何とかできる部分はなかったのか。
- 会計管理者兼会計課長**（稲葉育子君） 金融機関から、令和5年度予算からとの要望があったが、市長会、町村会からこれを見送ってほしいということで要望を出したところ、5年度は見送るということであった。5年度に入ったら、一部金融機関から要望があり、金額についてはかなり交渉を重ねており、今も交渉は続いている状況である。
- 6番**（四宮和彦君） 今まで無料であったものが有料化される理由を考えたとき、地方銀行の業績悪化が原因なのか。
- 会計管理者兼会計課長**（稲葉育子君） 国ではデジタル化の推進と今まで見えていなかった公金の見える化、手数料の見える化を目的として、令和4年度末に国から通知が出されている。
- 6番**（四宮和彦君） 一部の業務が有料化されたのであれば、押しなべての話になるが、一部金融機関が有料化したのであれば、今、無料でやっている金融機関と有料でやる金融機関があると取扱いに差ができるが、この辺は一律全部有料化するというにならないのか。
- 会計管理者兼会計課長**（稲葉育子君） 市としては、公金であるため、ほかに使うべき財源を要望のないところに支払うのは違うかと思う。要望のある金融機関についても、できる限り金額を下げる交渉はしている。
- 6番**（四宮和彦君） 74ページ、NPM推進事業になる。業務改善研修開催業務委託料55万円が計上されている。そもそも業務改善研修とは何か、これをどこに業務委託する予定なのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君） 事業内容については、現場のアイデアや提案をベースとした積極的な業務改善につながる環境改善を目的に、業務改善の専門家から業務改革の手法、身近な問題の改善につながった事例を学ぶとともに、演習を行うことを予定している。委託先はまだ決定していないが、システム系の会社かオフィスの個別の企業、オフィス系のしつらえを整えるような会社のどちらの系統の企業にするかはまだ検討中であるが、いずれかの系統の企業にお願いすることを考えている。

○6番（四宮和彦君） こういう研修も、例えば、非常に技術的なことであつたり、事務のスキルアップということでの研修であればいいが、まかり間違つてカルト的な変な研修になつたりしかねないので、その辺だけは十分に実効性のあるものとして捉えてやってほしい。皆さんの世代だとよく分からないかもしれないが、私の世代ではいわゆる自己啓発的なそういう研修がよくあつた。自己啓発なんて書いてあつたら絶対やばいのでやらないでと申し上げておく。

次に、同じく74ページのふるさと伊東応援寄附金返礼事業であるが、補正でも聞いたところはあつたが、3億9,712万円だから、4億円の積立てに対してこれだけの委託料があるという関係なのだろうと思うが、委託先は、主にポータルサイトの手数料と返礼品事業に対しての支払いが含まれてくることになるのだろうと思うが、この辺は今どうなつているのか。返礼品事業は、大分前に私が聞いたときには、たしか宿泊とか体験型サービスの金額が9割方を占めていて、いわゆる物品の返礼品は金額ベースで1割ぐらいしかなかつたような気がしてゐた。その辺の状況は今も同じような比率になつているのか。その辺はいかがか。

○企画課長（菊地貴臣君） 12月末の数字しかない。申し訳ない。令和5年度の特産品といふゆる宿泊等の体験型サービスの寄附額の割合であるが、大体1対2となつている。

○6番（四宮和彦君） 次に、76ページの移住定住促進事業の部分を伺いたい。ここでまた委託料が出てくるが、159万4,000円で2つの委託料で、移住定住促進現地ナビゲート事業と移住定住促進情報発信事業となつている。この委託先はどういったところを予定しているのか。既に決まつているのか。その辺はいかがか。

○企画課長（菊地貴臣君） 移住定住促進現地ナビゲート事業委託料の委託先については、特定非営利活動法人R-SHIPである。移住定住促進情報発信事業委託料の委託先は株式会社しずおかオンライン、静岡市の事業所になる。

○6番（四宮和彦君） 次に、同じく76ページ、負担金補助及び交付金の移住就業支援事業補助金4,020万円について伺いたい。補助金の案内について見てみると、申請要件がかなり細かくあり、市外からの移住なら誰でも歓迎となつていなさそうなので、幾つか聞きたい。まず、移住元要件について伺うと、原則的に東京圏、特に東京23区内在住者と限定されているようだが、私の感覚からすれば、別に熱海から移住して伊東市に住んでもらつても、別にプラスはプラスではないかという気がする。なぜこれは東京圏に限定してしまうのかをまず伺いたい。

○企画課長（菊地貴臣君） この事業は、国全体で進めている人口減少対策というのか、地方創生対策で、当時、東京圏への転入超過が10万人を超えており、そちらへの対策ということで進められている事業を行っているのか、東京23区在住か東京圏、東京圏とは1都3県であるが、1都3県に在住で23区内に通勤している方が対象となる事業との要件となつている。

○6番（四宮和彦君） 今の話のように、要は基本ベースとしては国の政策で、県補助金が4分の

3を占めているような事業だから、そちら側の要項に従うとこうならざるを得ないという話だろうと思う。ただ、逆に今度は就業条件に関して見てみると、就業先が原則東京圏以外の中小企業等になっているわけである。要するに、東京圏から人を地方に送り出してしまいたいから、地方から東京に行かないでねという話なのだろうと思うわけである。

だけれども、これも地方都市サイドから見たら、移住者が東京の大企業に就職して、伊東市民として伊東から通勤してくれている限り特に問題があるとは思えないわけである。逆に、物すごい大企業で、物すごく稼いでくれて、伊東へ住民税を納めてくれるといったら、そのほうが全然いいわけではないか。今、伊東ではテレワークなども定着してきており、コロナ禍以降で普通になりつつある。そういうライフスタイルもあるということを考えてみると、東京でがつつり稼いで伊東市に富を運んできてくれるなどというのはこれほどありがたいことはない。一方で、伊東市が例えばテレワークだとかそういうものを推進するような政策をやっているのと矛盾が生じてしまいかねないのではないかという気がする。この辺はどうなのか。本市としては別の方策の取りようがないのか。裁量権はないのか。いかがか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）先ほど来説明している移住就業支援事業補助金制度について、就業が要件であるが、徐々に拡大されており、テレワークについても対象となっている。令和5年度の実績で申し上げますと、34件の補助をしているが、そのうち就業によるものは6件、テレワークによるものが28件となっている。テレワークがこの対象になるとのことで、本市の特性にもマッチした事業であるのではないかと評価している。
- 6番**（四宮和彦君）そうすると、テレワークである限りにおいては東京圏の巨大企業であっても、別に就業先としては認められるということなのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）テレワークの場合は特に中小企業等の要件はない。
- 6番**（四宮和彦君）ホームページに載っている就業要件には、そんな事細かなことは書かれていないので、見た人が、俺は駄目だとはじかれてしまう可能性があるのではないかという気がする。今の状況、その辺のところは、要項に関しては間違いないものになっているのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）移住定住に特化した伊東市移住定住サイトにおいても、補助金のかなり細かい案内を示している。その中でもテレワークの要件についても記載をしている。必要な書類はかなり多くあるが、そちらについても漏れのないように案内をしている。そちらのサイトを見て、確かに分かりにくいところがあるので、私どもの担当に相談いただくケースもあるので、なるべく丁寧に対応するようにしている。
- 6番**（四宮和彦君）移住定住施策は、伊東市だけではなくて全国どこも非常に力を入れている部分にもなってくるだろうと思う。ただ、伊東市はロケーション的にも東京圏に非常に近いところでもある。静岡県自体は、前にも言ったが、東京圏と中京圏の巨大な経済圏に挟まれてい

るエリアであるから、テレワークをすることに関しては環境がすごくいい場所だろうと思うので、積極的にここは推進していただきたい。そうすると、国の要件はこうであるということによって確定してしまうと、いろいろなネックが出てきかねないのであれば、その辺は改善を県に対してなり国に対してなり求めていくことも含めて、もっと伊東市にとって使いやすい制度にしていくことも必要なのではないかと思いますので、その辺のことだけ指摘しておく。

引き続き、同じ76ページであるが、企業誘致事業がある。また委託料であるが475万円、サテライトオフィス誘致事業、地域課題解決型プラン推進事業とあり、サテライトオフィスを誘致していこうとは、どこかで営業活動をしてきてくれそうなところでイメージが分かるが、地域課題解決型プラン推進事業とは一体何をやっていくのかよく分からない。その辺の事業内容がどういうものなのか説明いただきたい。あわせて、これらの業務の委託はどういったところを予定しているのか、あるいは既に委託が決まっているのか、その辺はいかがか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）先に地域課題解決型プランのほうであるが、本市の地域課題の解決に資する実現可能性の高いビジネスプランを有する方を発掘して、育成支援することを目的にビジネスプランコンテストを開催する事業である。そのプランコンテストの開催業務を委託することを予定している。委託先についてはまだ決定していないが、その中の一つとして、これまで本市で関係人口の取組をしてきた石川県の一般社団法人サトヤマカイギというところも一つの候補として考えている。

サテライトオフィス誘致業務については、受託者の持つサテライトオフィスの誘致に関するノウハウを活用することで、本市への誘致を促進して、交流人口の拡大や雇用拡大等を図ることを目的に実施するもので、企業との面会の場の設定や個別企業の紹介等をしていただいている。こちらは、徳島県の株式会社あわえというサテライトオフィス誘致について実績がある企業等に委託をしている。

- 6番**（四宮和彦君）伊東市にとって非常に重要な事業になると、みんな市外に委託されてしまっているようなイメージがあるので、もう少し何とかならないものかという気がする。伊東市内でこういうことに携われる事業者がなかなか存在しないのか。中には相みつを取ったところが、伊東市は負けてしまったという部分もあるかもしれないが、逆にそういう事業者を育成していかないといけないのではないかと。そういう部分は今のところ特に取り組んではいけないのか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）サテライトオフィス誘致、支援については、やはり首都圏の企業とのコネクションや、どうすれば地方に進出していただけるかというノウハウが必要なので、市内の企業や団体でそういった株式会社あわえほどのノウハウがあるかと言われると、なかなか難しいかと考えている。

地域課題解決型プラン推進事業の委託については、先ほど申し上げたように、石川県の一般

社団法人に限定しているわけではないので、もう少し幅広に、こういった団体なり法人の方が取り組めるのかということについては、事業実施前までに検討していきたいと考えている。

- 6番（四宮和彦君）ほかの地方都市で成功している団体のノウハウを導入しようということでも、そういうところに委託をするのは非常に有効であると思うが、個人的には、徳島県とかに負けているのかよという話で、悔しい気がする。その辺のところを含めて、そういう事業者もきちんと、逆にそういうものを誘致してきたり、育成していったりという活動が必要なのではないかということだけ申し上げておく。

同じく78ページで、情報管理費のほうを伺いたい。使用料及び賃借料の9,998万5,000円のことである。これは説明だといろいろとあったが、このシステム使用料とか機械器具借上料は結構大きな金額である。9,900万円、1億円近いお金になるわけである。これは恐らく当然そういう専門業者であるから市外のものになるだろうということは想像がつく。ここで疑問なのは、まず説明でLGWAN系パソコンの借上料の増額とさらっと説明したが、LGWANに接続するのに専用のパソコンが必要になるのか。

- デジタル政策課長（小林和昭君）パソコンによって区別はつけていない。費目で分けているだけである。

- 6番（四宮和彦君）そうすると、LGWAN系パソコンという言い方自体がおかしい。LGWANに接続するための推奨環境や必要環境があるのは分かるが、LGWAN用パソコンというものがあるとは聞いたことがない。既存のパソコンでLGWANに接続できるのではないのか。その辺はいかがか。

- デジタル政策課長（小林和昭君）委員言われるとおり、普通のパソコンで接続可能であるが、言葉として基幹系とLG系、インターネット系と分けないと、こちらのほうが分からなくなってしまうので、管理の面でそのような呼び名にしている。

- 6番（四宮和彦君）分かった。要はどこのネットワークに接続しているかによって、パソコンの呼び方が違うという話なのだろうと思う。そうであれば、いちいちLGWAN系と言わなくても、パソコンを買いますよで済む話ではないかという気もしないでもない。

ついでにLGWANの話で、総合行政ネットワーク、LGWAN自体は、調べてみると、平成12年度の実証試験を経て、平成15年度から全国市町村接続による本格運用が始まったと記載されている。平成15年当時のパソコンで接続できているわけだから、別に最新型パソコンでないといけないという話ではないだろうと思う。平成15年に全国市町村でLGWANの本格運用が始まっているのに、本市の運用は、パソコンをこれで借り上げるとか言っているから、令和6年度から初めてLGWANに接続するのか。そんなことはないのではないのか。いつからLGWANの運用は本市において始めているのか。

- デジタル政策課長**（小林和昭君）平成29年から実際に三層分離が始まり、基幹系とLGWAN系とインターネット系に分けなければならないとの通知が全国的に出た。そこから初めて本市は、今まで情報系という呼び名をしていたものをLGWAN系と変えている。
- 6番**（四宮和彦君）実際にLGWANは、いわゆる行政組織間の、自治体間とか、そういう閉鎖系ネットワークなわけである。そうすると、市民サービスの提供にこれはどう役に立つのか。
- デジタル政策課長**（小林和昭君）基本的にLGWANはセキュリティーを重視した環境であり、市民から例えば今後始まるオンライン申請等があるが、そういうものも実際LGWANの回線のほうに移行して申請を受けるような感じになる。市民サービスの面においては、市民は特に何の変化もなく、申請、メール等、普通に使えるような状態である。
- 6番**（四宮和彦君）技術的な難しいことはよく分からないが、市民がネットワークに触る場合は、基本的にはインターネットなわけである。LGWANは、インターネットからの侵入が危険だから閉鎖系ネットワークにしているわけである。そうすると、市民はそこにどうやってアクセスするのかということで、市民サービスの環境を言っているのだが。
- デジタル政策課長**（小林和昭君）市民は、LGWAN系に接続できない。
- 6番**（四宮和彦君）市民サービスにLGWANはどのようにサービスが提供されるのか。どこかに行かないといけないということか。
- デジタル政策課長**（小林和昭君）例えば、LGWANの環境で動くものは、インターネットとか、例えば職員がLGWANの環境でパソコンを開くと、仮想ブラウザの形で、直接インターネットを見に行っているわけではない。見られるが、市民がLGWAN環境ではなくて、あくまでも通信だけの話になるので、市民にとっては、LGWANだからといって何か不利益を被るようなことはないと思われる。
- 6番**（四宮和彦君）要するに、例えば市民が何かを申請しようとしたときに、ネットワーク申請が可能といった場合に市民が使っているサイトはインターネットからの申請になる。でも、LGWANはインターネットに接続していないから、市民はそこにアクセスしていない。そうすると、行政サイドは市民がインターネット上で申請したデータをLGWAN側にどうやって取り込んでいるのか。
- デジタル政策課長**（小林和昭君）まだオンライン申請自体はそれほど多くはないが、市民がインターネットを見る画面からクリックすると、LGWANの環境の申請のところへ飛ぶようになっている。パソコンで見るとは普通のインターネット環境であるが、飛び先がLGWAN環境の中にあるオンライン申請のシステムになるので、特にセキュリティー的な問題は発生しないと思われる。あと、マイナポータルによって申請するようなものについても、LGWAN環境なので、マイナポータルも市民がスマホで見たりするものであるから、環境自体は市民に

とっては何の変化もなく利用できるものである。そこまで難しい話ではないが、申し訳ない。そのような仕組みになっている。

- **6番**（四宮和彦君）私は技術屋ではないので、別にその辺のところは深く理解しようとは思わない。安全ならいいということだけ申し上げておく。

引き続き伺いたい。86ページのところであるが、これはあくまでも確認にすぎない。ふるさと伊東応援基金のところである。予算上では8億2万6,000円の積立てとのことだが、8億円の積立ては分かるが、2万6,000円とは何か。利子か何かか。

- **財政課長**（肥田光弘君）委員言われるとおり、利子になる。

- **6番**（四宮和彦君）引き続き、この辺は巨額の基金がいろいろ出てくるが、86ページ、競輪事業収益活用基金積立金のところで積立金が4億3万円、これも3万円は利子なのかという気もしなくもない。8億円の積立てで2万6,000万円の利子なのに、何で4億円で3万円も利子がついているのか、謎だという気がしなくもない。これは何か違うものなのか。3万円は利子なのか。それから、預金先が定期と普通預金で違うから利率が違うという話なのかもしれない。

先だって、補正予算で一般会計の繰り出しで12億円が計上されたばかりである。その際に公営競技事務所長はちゃんと単年度で捻出できていると答弁している。そうすると、そのことを考えると、この4億円という積立ては随分弱気な気がするが、どういう判断で基金積立てが4億円になったのか。

- **財政課長**（肥田光弘君）初めに、3万円については利子になる。ふるさと伊東応援基金積立金と競輪事業収益活用基金の積立金の利子の違いであるが、利子については基本的に基金の残高によって変わってくる。基本的にはふるさと伊東応援基金については、繰り入れたりするので、残高が少なくなるので、額が大きくなっていても競輪より少なくなっている状況になっている。競輪の4億円については、なかなか分かりづらい部分はあるが、包括委託をする中で、競輪事業会計は公営競技事務所のほうで取決めをする中で、この4億円という数字が出されたと同っており、この4億円を計上したということである。

- **7番**（田久保眞紀君）事項別明細書72ページの総務管理費、車両管理費である。今回説明で、老朽化で公用車両を4台買い替えてEV化するという話だったが、EV化をする目的、現状この市役所でEVの自動車は持っているのかというあたりを聞かせていただきたい。

- **資産経営課長**（久津間知治君）EV車は、1台所有していたが、それが10年たってしまい故障したため処分した。今、EV車はない状況である。

今回の車両4台の購入については、軽のEV車2台、普通車のEV車1台、普通車のハイブリッド車1台の購入を予定している。国で令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策の

実行計画に基づいて、公用車の新規導入、購入については、2022年度以降、全て電気自動車とし、ストック分も2030年度までに全て電動車とすることが決められているので、それに基づいた対応となっている。

- 7番（田久保眞紀君）1台あったが10年で処分してしまったと分かった。既に持っていたのであれば、充電するための設備は市庁舎の中にあるのか。国の目標なのでEV化しなさいと目標値を言われているのは重々分かるが、10年で処分は早い気もしたが、ランニングコスト的にはどうなのか。あと、災害対策などについてはどうなのか。国の補助金の措置などはあるのか。
- 資産経営課長（久津間知治君）充電設備は既に設置してあるが、新たに購入することによって増設を考えている。ランニングコストは、車種等によって比較がなかなか難しいが、基本的にガソリン代と電気代の比較では、5割弱の燃料費相当額になってくる。補助金の関係は、令和5年度は国から55万円出ていた。令和6年度も予算については通っているが、まだ具体的に示されていないので幾らかというところはないが、当然それを利用しての購入になってくるかと思う。災害対策については、委員が言われるのは電池としてのところであろうが、どこかに行って電力の供給くらいはできるかと思うが、庁舎に1台や2台あったところというところはあるかと思う。
- 7番（田久保眞紀君）災害のことは、逆に、ガソリンオンリーよりは電気で動くものもあったほうが、割合は別として、それはそれで災害として役に立つ場合もあるかと。EVだと充電しなければいけないので、災害時に自家発電がどうなっているかという組合せなども考えなければいけないと思う。今回は1台であるが、ハイブリッド車に関しては、走りながら発電するので、災害のときにガソリン車、EV車よりも一段優位性があるという報告を見たことがある。そのあたりを含めて、今後入れていくのであれば、ランニングコストも含めてその辺を調査していただきたい。特にハイブリッド車のほうが、この先は利便性があるのではないかという気が私はする。走りながら充電して、行った先でバッテリーの電気を供給することもできるようなこともあるので、その辺も含めて少し調査が必要ではないかと思うが、いかがか。
- 資産経営課長（久津間知治君）今、EVとハイブリッドの関係だと思うが、EV車両では、先ほど言われた10年が短いのではないかというところはあるが、EVの寿命が8年または16万キロであり、それと比べるとやはりハイブリッドのほうが長く乗れる。今、アメリカのほうは、EV車のほうが割と値段がつかなくなっている。そういうところもあるかと思うので、いろいろそういう状況等を調べながら、今後、EVだけではなくハイブリッドも併用して入れていく等考えていきたい。
- 委員長（佐藤 周君）昼食のため午後1時まで休憩する。

午後 0時 1分休憩

午後 0時58分再開

- 委員長（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。
- 6番（四宮和彦君）1個だけ聞きたい。事項別明細書102ページ、ここに統計調査費が計上されている。統計調査員報酬224万6,000円ということで、その報酬額が計上されているが、これはどのような種類の統計調査に対して何人の調査員が何日間行うことを予定しての計上なのかをまず伺いたい。
- 庶務課長（鈴木康之君）来年度、全国家計構造調査、2025年農林業センサス調査がある。基本的には調査によって多少期間が違うが、説明から準備、配って回収までおよそ1か月程度である。全国家計構造調査については、指導員が1人、調査員は2人、農林業センサスは指導員が1名、調査員は68名で検討している。
- 6番（四宮和彦君）期間はどれぐらいの期間にわたって調査を行うのか。今の説明だと68人もの調査員がいる割には220万円という金額はやけに少ないという気もしないでもないが、調査期間はどうか。
- 庶務課長（鈴木康之君）調査によって物によって多少異なるが、およそ1か月程度の中で調査員が個々に家庭を回ったり、客体のところへ回って、調査の資料を配ったり、回収したり、あとはそれを渡すための準備作業、説明会になるので、期間としては1か月から1か月半ぐらいとなる。農林業センサスが一番多くの調査員をお願いするが、1人1万9,000円ぐらいを想定して、68人、130万円ぐらいになっている。全国家計構造調査については2か月ぐらいを予定しており、2か月にわたって調査するものもあるので、そういったものが少し長い期間になり、そちらの金額は全部で85万4,000円ぐらいである。
- 6番（四宮和彦君）結構な人数を確保しなければいけないと思うが、統計調査員の身分や待遇はどうなっているのか。調査の都度募集するものなのか、それともどこかに登録されていて、調査業務をいつでも依頼できるような状況になっているのか、その辺はどういう仕組みになっているのか。
- 庶務課長（鈴木康之君）登録している調査員がもともといるので、今だと100人弱ぐらいだと思うが、登録調査員にまず声をかけて、それで足りない場合には募集もかけながら補っていく。基本的には統計法に基づいたものになる。
- 6番（四宮和彦君）登録されているという話だと思うが、そうすると、通常であればそういった人たちはほかに仕事を持っていて、臨時的にこの期間だけは何かやるということになると、かなり融通が利く仕事にいないとなかなか統計調査員はやっていけないという気がするが、どう

いう人たちが統計調査員として登録されているのか。

- 庶務課長**（鈴木康之君）基本的には会社をリタイアされた方で少し時間がある方、それと、主婦がほとんどである。空いた時間にできる方が多い。
- 1番**（村上祥平君）事項別明細書の66ページ、魅力あるまちづくり事業について、これは行政区でお祭りのときとかにも補助を出したりとか、LED化とか、そういうのに使っていると思うが、特に行政区で分配をして使っているわけではなくて、申請した先に補助しているという形でよいのか。
- 秘書広報課長**（山下明子君）魅力あるまちづくりについては、行政区については区ごとに50万円を上限に補助金を出している。区が一括してお祭り等で申請してくるところもあれば、町内会がこういうことに使いたいということで区長に申請して、それを区長から申請していただいているところもあり、50万円きっちり使っていただいているところもあれば、全く使っていないというところもある。
- 1番**（村上祥平君）50万円ずつと、余分の部分がLED化とか防犯灯の設置のときに申請があったときに対応するような形になっているということによいか。
- 秘書広報課長**（山下明子君）魅力あるまちづくりの補助金の1,100万円をまちづくり事業の区だったり分譲地が創意工夫で使っていただく事業の分として積算しており、残りの97万円が防犯灯の設置事業に使用分として計上している。
- 1番**（村上祥平君）防犯灯に関しては特に区とかの選別はなく、申請があった順にどんどん使っているという状況によいか。
- 秘書広報課長**（山下明子君）防犯灯については、現在、特段、1団体幾らという上限は設けていない。予算の範囲内で申請していただいた順に処理をしている。
- 1番**（村上祥平君）次に76ページの移住定住促進事業について伺う。現地ナビゲート事業を委託しているが、現地をナビゲートした数と、また、体験ツアーなども組んでいるということだったが、参加者が分かれば教えてもらいたい。
- 企画課長**（菊地貴臣君）現地ナビゲート事業は、予算上は54件を想定しており、それプラスインスタグラムによる広報を予定している。実績については、令和5年度が2月末現在で35件、令和4年度は46件、令和3年度は36件、令和2年度は33件となっている。ツアーは、別の事業として移住相談ツアーを実施しているが、地域おこし協力隊員が着任してから隊員のアイデアで実施している。令和4年度は2回実施し、11組14人、令和5年度は1回実施しており、4組6人、3月22日にも予定しているが、8組10人で定員いっぱいになっている。
- 1番**（村上祥平君）ちなみにナビゲートした件数と、ツアーに参加した件数、人数、組数の中で、実際に伊東に住み着いてくれた方はどのぐらいいるのか。

- 企画課長**（菊地貴臣君）移住相談ツアーとナビゲートについては、移住を検討した初期の段階の方になるので、どれほど多くの方が移住に結びついたかというところでは難しいが、移住相談ツアーについては、これまで4組9人の方の移住につながっている。お試し移住された方については、4組7人という結果が出ている。
- 1番**（村上祥平君）ツアーに関しては地域おこし協力隊がメインで行われていて、ナビゲートはR-S h i p がやっているという認識でよいか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）ツアーについては協力隊員と企画課の職員で行っている。現地ナビゲート支援についてはR-S h i p に委託して実施している。
- 7番**（田久保眞紀君）移住の件で、地域おこし協力隊の費用が挙がっているが、地域おこし協力隊の方がやっただいている事業は、今期どのようなものを予定しているのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）地域おこし協力隊員については、令和4年6月1日から企画課の会計年度任用職員として配置しており、伊東市移住定住サイトやSNS等を通じた情報発信、企画課に移住相談に来る方への相談対応、先ほど申し上げた移住相談ツアー、体験ツアー等の企画を主に行っている。
- 7番**（田久保眞紀君）お聞きしていると、ナビゲート事業と地域おこし協力隊の方がやっている事業は近い感じがする。ナビゲート事業はずっと継続でして、大体一定数の年間30から40、50いかないぐらいの実績でずっと来ているかと思うが、民間委託するよりも地域おこし協力隊の方にやっただいて、地域おこし協力隊の手が足りないのだったら、もう1名で直にやったほうが密にできるのではないかという気もするが、その辺の事業の整理みたいなのは検討されたのか。
- 企画課長**（菊地貴臣君）現地ナビゲート事業については、移住希望者が例えば子育て支援施設が市内のどこにあるのかとか、車で現地を案内して、例えば不動産業者と一緒に回ったり、そういったことを主にやっただいている。地域おこし協力隊員は情報発信して相談対応を実施しているが、今年度の移住相談件数が既に408件で、1日当たり3件弱来ている。1件当たりの相談が30分とか1時間程度かかるような状況で、地域おこし協力隊員が現地ナビゲーター等もというところはかなり厳しい。さらに協力隊員を増やすかというところについては、今後検討事項になるが、移住ということであると、市外から来ていただいた方にやっていただくところもいいが、市内に精通された方に市内を案内してもらうところも大きいかなと思うので、その辺の事業の整理というのは検討していきたい考える。
- 7番**（田久保眞紀君）逆にこれだけ反響があって、問合せもあるのであれば、力を入れるという意味でも、委託にしないで、地域おこし協力隊の方と密にやっていくのも今後考えられるかと思う。ナビゲート事業はR-S h i p のほうで行っているの、R-S h i p のほうは地元

の方のスタッフはいらっしゃらないのか。

- 企画課長（菊地貴臣君）地元の方が案内していると聞いている。
- 7番（田久保眞紀君）DXで伺う。今回、情報化推進事業の中で、タブレット一体型パソコンを導入するという話があったが、何台ぐらいをどの部署の誰に支給するのか詳しく教えてもらいたい。
- デジタル政策課長（小林和昭君）タブレット型パソコンは55台を予定しており、部課長職、市長、副市長を含めて、あとは貸出用に数台予定している。
- 7番（田久保眞紀君）部署で分かれてしまうかもしれないが、一番使う職員のパソコンの状況を併せて更新は積極的に検討されているのか。
- デジタル政策課長（小林和昭君）今のトレンドがタブレット型端末と大型のディスプレイの組合せになっているのが全国的にも多くなっているという話を聞いているので、機器の入れ替えのタイミングで一般職員の導入も今後考えていきたい。
- 委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費について質疑を行う。事項別明細書は117ページからになる。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費第2項清掃費のうち第5目地域污水处理費を除く部分並びに第3項環境保全費について質疑を行う。事項別明細書は157ページからになる。

- 6番（四宮和彦君）162ページのごみ減量・再資源化推進事業について伺う。ここで委託料が1,728万円である。熔融固化は当然よそへ行っているのは分かっているが、再資源化に当たって4つ委託料がある。焼却灰熔融固化処理、焼却灰運搬、ガラスびん再商品化業務、プラスチック製容器包装再商品化業務があるが、これらのうち、結構特殊な業務になっているのであれであるが、市内事業者へ委託されているものはあるか。
- 環境課長（佐藤文彦君）市内事業者への委託であるが、焼却灰の運搬委託料のみとなっている。
- 6番（四宮和彦君）この辺の委託業務に関しても、ガラスびん再商品化業務、プラスチック製容器包装再商品化業務はどういうものを行っているのか。例えば単純に仕分けをするものなのか、本当に別の製品につくり変えてしまうところまでやる業務なのか、その辺にもよるが、再商品化業務というのはどういう業務なのか。

- 環境課長**（佐藤文彦君）ガラス瓶について言えば、本市では清掃工場で中間処理、色別にして砕いたものを委託事業者に渡している。プラスチックも集めた物を固まりにして委託業者に渡している。その委託業者が再資源化をしてリサイクルをしているという業務になる。いずれも、日本容器リサイクル協会の指定された業者に本市は委託している。
- 6番**（四宮和彦君）そういうところまで行ってしまうと、市内にそんな事業をやれる事業者はいないだろうと思う。市外へ委託になることは分かった。同じようなところで、164ページで散乱ごみ・不法投棄防止対策事業費がある。ここに廃タイヤ処理委託料があるが、この辺も再生処理とかが必要になるものなのか、単純に廃棄処分とするものなのかにもよると思うが、この辺も委託先は市内外で言うとうどうなっているのか。
- 環境課長**（佐藤文彦君）廃タイヤ処理委託料についても、市内の業者ではなく、市外へ出して処理をするので、市内の業者ではなく、近隣でもない状態である。
- 6番**（四宮和彦君）そうすると、この辺の廃タイヤ処理委託料は、再資源化とはまた別なのか。例えば廃タイヤをもう1回再生タイヤとしてよみがえらせるという話になると、ある意味、再資源化推進事業のほうに計上されていてもいいのではないかという気もしないでもないが、この辺の違いはどういうものか。
- 環境課長**（佐藤文彦君）基本的に4の散乱ごみ・不法投棄防止対策事業ということで、廃タイヤ処理事業は、不法投棄されたものを、本来であれば所有者が処理をしなければならないところを市が代わってやっているということで理解いただければと思う。減量対策については、市がやらなければならないリサイクルをやっている事業という形で理解していただければと思う。
- 7番**（田久保眞紀君）同じところの事項別の164ページの散乱ごみ・不法投棄防止対策事業であるが、その3の18ページを見ると、啓発看板を設置し、未然防止を図ると書いてあるが、これは県では1回不法投棄があったようなところに防犯カメラを設置したりしているが、市では防犯カメラの設置はどうか。
- 環境課長**（佐藤文彦君）防犯カメラも市で用意しており、ケース・バイ・ケースで活用するような形で対応している。
- 7番**（田久保眞紀君）看板ももちろん、ないよりはあったほうがいい。カメラをつけて、監視して、徹底しないとなかなかなくなる部分があると思うので、その辺を今後進めていただきたい。不法投棄の問題は南部が多いが、その辺はどうか。
- 環境課長**（佐藤文彦君）現在の監視カメラの課題であるが、不法投棄される場所は、人里離れ、人目につかないようなところである。監視カメラには電源が必要になってきて、そこで太陽光でやっているが、なかなか録画する機械が、常時電源があるところだといいが、いい製品などもこれからも注視して必要なところにつけていきたいと思う。

- 7番（田久保眞紀君）この辺のメニューもデジタル推進ではないが、監視カメラの遠隔操作みたいなものが出ているので、探すと補助メニューの中にも出てくると思うので、その辺はデジタル政策課とか、ほかの課と協力しながら検討も必要かと思うが、その辺はどうか。
- 環境課長（佐藤文彦君）監視、未然防止は大切なことだと考えているので、いろいろなところから情報を得て、本市に合ったやり方をやっていきたいと思う。
- 5番（杉本一彦君）164ページの生ごみ処理容器等購入費補助金についてである。一般質問でごみの減量化、リサイクルについての質問をしたが、時間がなかった関係で、最後までできなかった。これからの新しい時代を迎えるに当たってごみの減量化を進めていくためには、新しいごみ処理の方法、それはこれからになるが、取りあえずは減量化を図るため、リサイクルを図るための品目を増やしていくべきではないかというところで、ここで生ごみ処理容器購入等補助金があるが、旅館や飲食業等の多いまちであるので、こういった事業を進めて、再資源化を進めていくべきだと思うが、改めてごみの処理容器等購入費補助金の事業の要件、補助内容を確認したい。
- 環境課長（佐藤文彦君）家庭用生ごみ処理機の補助事業であるが、目的としては、委員おっしゃったとおり、生ごみの減量化と処理の効率化を目的に補助しているものであり、家庭用の容器等を設置する市民の購入費の一部を補助するもので、コンポスト購入費の2分の1、上限4,000円、あと電動式の生ごみ処理機という形で、こちらも購入費の半分で上限は3万円という内容になっている。
- 5番（杉本一彦君）私も確認しておけばよかったが、何年ぐらいからこの補助金事業を始めて、これまでの実績、それと来年度50万円ついているが、どれぐらい見込んでいるか教えてもらいたい。
- 環境課長（佐藤文彦君）制度は平成5年から継続してやっている。令和4年の実績だと合計で36基、電動式が7基、コンポスト式が24基で、令和5年の1月末で合計37基、電動式が9基、コンポストが28基という形であり、新年度については大体この程度と同様な形で積算しているところである。
- 5番（杉本一彦君）これはそういった機械だとか容器だとかを購入するに当たっては、今まで市内購入というか、市内事業者を対象にした購入のみの対象だと聞いているが、6年度についてはどうか。
- 環境課長（佐藤文彦君）これからも生ごみの減量化と効率化は大事だと思っているので、これからも制度に対して周知啓発するとともに、今現在、委員がおっしゃったように、市内で購入したというような要件があるので、そういったところも踏まえて検討して、よりよい、使っていただけるような制度として検討していきたいと思う。

○5番（杉本一彦君）今、ネットで見たり、いろいろなもので見ても、こういうものは市内だとあまり見当たらずで、ネットだと、いいものがたくさん出ていて、そういったものの資源化であるとか、減量化が目的であるので、購入する場所をかたくなに市内にこだわる必要がどうなのかと思う部分がある。そのあたりは今後の検討として、もう少し広げて使えるようにしていくことと、伊東市にとってみれば、資源化、減量化を目指していくに当たって、生ごみは効果的かと思う部分があるので、一般市民に頼るだけでなく、今後、伊東市の中にそういうプラント等をつくって、そういうものを再資源化していくような事業を検討いただきたい。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第9款消防費について質疑を行う。事項別明細書は241ページからになる。

○2番（虫明弘雄君）242ページの非常備消防費の消防団の報酬であるが、団員報酬と出動報酬という形になっているが、この金額は1,948万7,000円と2,802万6,000円という形で立てつけがあるが、これはどのような規模の災害を想定した数か。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）まず団員報酬は、1年間、消防団に勤務された方に対して階級に応じて金額が決まっており、それを506人、今確認してもらっているが、その方たちに1年間報酬として支払う金額になる。出動報酬は、出動が災害出動と夜警等の警戒出動と各分団、方面隊、市全体でやったりという訓練が様々あり、そういったものの報酬、各分団、消防団の本部で会議を開くことも多いので、会議の報酬、そういったものを全て含めてこの金額になっており、災害に対するというか、本市でどの程度の災害が起こったときのための費用ということではない。

○2番（虫明弘雄君）今、報酬という話があったが、報酬は例えば年度で支払うものもあったり、出動回数に応じてだと思いが、その辺を詳しく伺いたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）災害出動報酬に対しては1回当たり2,300円で、それが670人分として計算している。警戒出動については同じく2,300円で、1晩につき各分団3人ずつになる。夜警の期間中を52回分として計算している。そのほか、花火大会とか、そういったものの警備についても積算されている。訓練出動に関しては、同じく1回が2,300円で6,214人分、これは各分団に月2回、15人の参加という形で積算している。会議出動報酬については371万7,000円であるので、1回が1,000円であるので、371時間分という形になっている。

○2番（虫明弘雄君）2年前まではその報酬すらもなかったという話を聞いているが、昨年も改定があったという話を聞いている。ただ、職人とか、仕事をされている方、特に団長だと必ず

そこに出動しなければいけないこともあるが、日当で働く方は2,300円では何の足しにもならない、気持ちでやっていただいているところもあると思う。非常にまた負担が多いように感じるが、今後、金額的なところも含めて、妥当な金額を考えた改善というか、そういうような考え方はあるのか。

- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）以前から報酬は支払っている。2年前に改正があって、金額を改めた経過がある。2,300円の根拠であるが、国から示されているのが1日8時間8,000円という基準があり、それに基づいてということになる。伊東市も8時間勤務であれば8,300円支払うが、活動時間に合わせて1,000円ずつプラスされている形を考えている。火災出動という、3時間を超えるとプラス1,000円になるが、それ以内に収まってしまふ火災がほとんどであるので、そういった単価を導入している。
- 2番**（虫明弘雄君）途中でもということもあったので、金額はそんなにいかない中で、お仕事は途中で抜けてしまったら1日休まなければいけないというときもあるかと思う。そんな中で消防団に関しては成り手不足が非常にある中で、できれば妥当性のあるような形の報酬を示すことで、若い世代、Z世代の方はすごくはっきりしているので、お金でどうこうということではないが、昔のような根性論でいかないような時代も来ているので、地域の若者、また皆様が参画できるような形の検討をいただけたらありがたいと思う。これはお願いであるが、よろしく願います。
- 1番**（村上祥平君）244ページの消防団運営交付金について伺う。各分団によっては消防団の運営は区からの助成金と運営交付金で行っているようだが、区によっては大分差が出てしまっている状況が、特に直接振込になってから余計に感じられるが、そういった話は各分団から要望として出ていたり、その中で、差があることに関して、もう少し補助してほしいとか、そういうような要望は出ているのか。
- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）消防団の運営に関して、区からお金が入っているか入っていないかは承知していない。個人支給になったことによって運営自体が苦しくなったというのは、運営方法をいろいろ見直さなければ変わらなければいけなかったところがあったことは承知している。運営交付金で支払うべき支出は消防団が運営していく上でどうしても必要だというお金で、それは市民の方たちにも理解されるような使い道でなければいけないと考えている。そういった使い道を考えていく中で、どうしてもこういうお金が必要だということでこちらのほうに積算していただいて、この金額では足りないと示していただければ、その金額についてはサマーレビュー等を検討していきたいと思う。
- 1番**（村上祥平君）いろいろな要望も出ているので、自分も今現役でやっているが、各分団で差が出てしまっていることをこの前相談を受けたので、今言っていたように、要望

を聞いていただけるのであれば、しっかりと運営自体がなかなか苦しくなってくる分団も出てくるかと思うので、ぜひともそういったところの声に耳を傾けていただきたいと思う。

- 5番（杉本一彦君）242ページの常備消防費、駿東伊豆消防組合負担金のところでお伺いさせていただきます。

伊東消防が、駿東伊豆消防組合に加入をして約8年経過するので、いろいろなものが変わってきたり、課題も出てきたかと思うので、少し検証させていただきたいが、これはまず、駿東伊豆消防組合に加入をするときに、この負担金については、たしか私の記憶だと、最初、伊東市からの職員の派遣される人数みたいなものを基に算出されて、その負担金が決まっていきたい話を聞いてきたが、これは8年たって、退職される方も多し、8年たつと、もうどんどん後から来る人は伊東市からの派遣職員ではなくて、もう純粹たる駿東伊豆消防組合の職員になっている。そういったところで人数が変わっていく中で、再確認であるが、今現在のこの負担金の算出の割合とか算出方法は、どういった形になっているか。

- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）負担金の決算方法、負担金の約9割は人件費になる。負担金の中身としては、委員おっしゃるように、本市から派遣されている職員の給与、人件費の全額、それから、統合されてから採用された職員のうち、退職された方もいらっしゃるので、今、組合職員が173人いて、その方たちの人件費は各市町の、簡単に言えば財政規模や、消防に実際かかる費用みたいなものを基準財政需要額という形で出して、それで負担割合を決めているが、本市は新年度予算で14.62%を負担することになっているので、組合職員にかかる人件費の分に関しては14.62%。それから、あと、人件費がいろいろかかる部分もあるが、そちらのほうも14.62%で計算されたものが負担金の中身という形になる。

- 5番（杉本一彦君）統合されてから今日まで、その負担金がずっと計上されてきたと思うが、ちょっと私、全体的な変遷というか、そういった流れの金額の凸凹を確認してこなかったが、今、その変遷というか、そういったものがどういう推移で来ているか教えてほしい。

- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）負担金については、市によって多少出っこみ引っ込みがあるが、まず、新年度の予算でお示しさせていただいているとおり、9億4,748万8,000円、令和5年が9億3,166万1,000円、令和4年が9億3,962万3,000円、それから、その前の令和3年が9億1,923万5,000円ということで、9億2,000万円、3,000万円ぐらいのところまで推移している。

- 5番（杉本一彦君）必ずしも、この負担金が微増しているからどうのこうのというよりも、そもそもがデジタル化を推進している中で、莫大な費用がかかるというのが理由で、統合していくという経過もあったので、その多い少ないという部分の議論は、まだこれから先のこともあるので、推移を見守っていくが、今度は消防行政に対する市民の声というか、私たちの声

もそうであるが、私は統合してよかったか悪かったかといえば、よかったと思っている。ただ、やはり最初から危惧していた、ここは8年たったことによって、私も駿東伊豆の議会に行かせていただいて、いろいろなものが見えてきたが、今、負担割合というものも14.62%という報告があったが、何だかやはり駿東伊豆消防組合の中で議論するとなると、そういったものが負担割合に応じて、自治体の声とか、そういったもののパワーバランスというか、そういったものがあるように感じる。私はそれが決していけないと言っているわけではないが、伊豆半島は沼津から伊豆半島、いろいろな田舎のほうもあったりして、いろいろな消防行政に関わる考え方や、そういったものは地域性がある、第1方面隊、第2方面隊、第3方面隊でも、やはり課題が大きく違う部分がある。統合するときに、こういうことが危惧された、危惧することがあったからいろいろな議論があったが、当初、私が記憶にあるのは、そういったもの、消防行政に対するものは当然これからも聞いていくとなると、いろいろ市民からもそういう話が来ると思う。

伊東市の場合、市長が副管理者として行っていることもあると思うが、実際に市当局も、例えば、駿東伊豆消防組合になったので、消防行政に関わる要望や、いろいろな声が市民からあったときに、駿東伊豆消防組合と統合したから、うちでは分からないみたいにはできない。それは伺う中で、やはりそういった地域の声は、駿東伊豆消防組合の中に反映していかなければいけないと思う。その役目は一部私たちも担っているが、今言ったパワーバランスの中で、まだまだ弱い部分があるとすると、そういったところは、当初から言っていた、伊東市と駿東伊豆消防組合が消防行政に関わるところの連携みたいなところで、しっかり訴えていただいて、今日、予算の話なので条例の話はしないが、例えばそういった伊東市消防の条例があったものの、それもなくなって、今、駿東伊豆消防組合の条例でやっている。そうすると、地域性に見合った条例改正も、私が見るに、ああ、もう今の時代、変わってきたから変えるべきだなと思っていた。

そういったところで質議になるが、今日、副市長等もいるが、駿東伊豆消防組合に統合することで、伊東市民、我々もそうであるが、伊東市に対する消防の在り方みたいな要望があったときに、駿東伊豆消防組合とはそういった話合いの場を持ってもらったり、いろいろ要望も上げてもらいたい、駿東伊豆消防組合の連携体制と本市の危機対策課、あるいは市長とどれくらいつながっているのか。

- 危機対策課長兼危機管理監代理**（吉崎恭之君）委員おっしゃるとおり、駿東伊豆消防組合になったからといって、本市は関係ないという話ではないと思っているので、市民から上がってきた声や委員から上がった声というのは、私は、年に4回から5回ぐらいの課長職で集まる幹事会があり、そういったところで、そういった声があるということをお届けすることもできるし、ま

た、市長が出席する参与会というものがあるので、重要な事項については市長に伝え、市長から発信していただくことも可能かと思っているので、そういった形で私どもも協力していきたいが、また、組合議員の方たちも組合議会の中で、ぜひ一般質問等でやっていただいて、組合側の意見を直接聞いていただくのもよろしいかと思うので、お願いしたい。

- 5番（杉本一彦君）そこは連携を取って本市に変わっていく時代の中で変更していかなければいけないこともたくさん出てくると思うので、その辺はまた連携させていただきたい。

242ページの非常備消防費についてである。全般的なことを伺いたい。ここの部分も、私が議員になってもう12年たつが、10年ぐらい前から、村上委員からも関連するような質疑があったが、やはり時代の流れの中で人口も大きく変わっているので、非常に消防団員の確保の部分で苦勞している地域が多々ある。その出っ込み引っ込みが物すごくあって、一律には言えない部分がある。やはりそういった非常備消防費、消防団の編成についてはしっかり検討して、時代に合った消防団編成が必要ではないかと訴えさせていただいた。私もいろいろな消防団の聞き取りをする中で、当然、人がなかなか集まらないといった話は聞く中で、苦勞している話は伝えてあると聞いている。そういった部分で消防団の編成といったものについて、何年かたつわけであるが、全体の非常備消防費を考える中で消防団の編成の在り方とかを今どう考えるのか。

- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）消防団の団員の確保については、各地区分団で苦慮している分団も多々あると私どもも認識している。数年前までは条例定数の506人を出さないような形で伊東市消防団はやってきたが、実際は皆さんの声を聞く中で506人にこだわることでその地域に多大な負荷をかけていることがあるというところで、消防団の本部で幹部とも話し合いをして、その506人にこだわることをやめていただきたいというところで、各分団については30人に欠けた25人の登録でもいい、20人の登録でもいいという形にしたことによって、今、約450人まで減った。この人数が増えていくことはなかなか現実的ではないと考えている。そういった中で、この2月に団本部にもう一度各分団の考え方を聞かせていただくようなアンケート調査をしてくれということで、分団は団の幹部にお願いして了解を得た。それに基づき、消防団は地域と密接なところがあるので、地域の中でもこういったアンケートをやらせてほしいということで区長さんたちにも説明し、先日の3月9日、分団長以上会議の中でそういったアンケートを分団長たちに渡して、提出していただくように求めた。

内容としては、自分たちの分団では今後何人ぐらいの団員が確保できるのかという内容、それから、自分たちの分団だけではなかなか団の運営は難しいから隣の分団とかと統合を望むのかといった内容のアンケートを、区と分団はもちろんだが、あとは消防団の場合はまとい会という消防団を退団された重鎮といった方たちの声もあるので、関係者皆さんの声を反映した中

で、そういったものに回答していただいて、最終的には区長や町内会長と消防団の分団長の署名をしていただいた中で、自分たちの意見はこうですという形でまとめたものを提出していただき、今後の団組織の改編についての資料にしていきたいと考えている。

あと、本市では取り入れていないが、機能別消防団というものもある。それは一般の消防団員とは違い、機能別、要は消防団活動の中の一部だけをやっていただくような団員といったことも考えて、団員の定数的なものを決めていきたいと考えている。

- 5番（杉本一彦君）ぜひそういった消防団の声を集約して、持続可能な消防団の在り方を考えていってほしいと思う。

248ページの無線施設整備事業であるが、これも保守点検は大体毎年、本市では無線については難聴地域はないと伺っている。保守点検でこれぐらいかかるのは毎年同じことだと思うが、この設置から約30年が経過して、劣化していく。そういったものを更新していくために今回150万円が計上されている。これはやはり30年経過しているから順次毎年これぐらいの費用をかけて常に劣化している部分を更新していくという事業が続くのか。それとも、今回この150万円が関係するという話なのか、その辺を聞かせてほしい。

- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）今のは予算案説明書その3の防災総合無線か。
- 5番（杉本一彦君）無線施設整備事業である。
- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）この150万9,000円については、市で持っている無線の一部であるが、同報無線といったものとは少し違い、災害が起こったときに県とか警察、消防、海上保安庁といったところと無線で通信ができるようなシステムである。それが劣化してしまっていて、テストのときに通信がうまくいかないことがあったりするので、そこを改修したい、更新したいということである。

- 5番（杉本一彦君）分かった。最後であるが、250ページの静岡県・伊東市総合防災訓練についてである。説明書のほうだとやりますということが書いてある。それから何日かたっている。今のところ、こういった防災訓練について具体的な詳細、何か新しい情報があれば教えてほしい。

- 危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）スケジュール的なところから話したい。実は1月末に1回、この訓練に参加をこちらから促し、参加していただけないかと依頼した団体に参加いただいて、1回全体会議を開催した。そこで声かけをした団体から既に何団体か申込みがあり、県でそれは取りまとめている。そういった方たちに集まっていただき、5月23日に参加者の全体会議を開催する予定でいる。その会議をもって詳細な訓練計画、シナリオ等をつくっていただき、7月31日に参加者全体の最初の打合せ会を開き、そこからそれぞれの訓練に携わる人たちが個々に当日までの準備をしていただくことを考えている。

訓練内容については、今、こんなことを考えているというところであるが、一番大きな訓練としては救出救助訓練で、消防と警察と自衛隊による今回の能登の地震等も踏まえて、倒壊家屋からの救出救助訓練、土砂災害で埋まってしまった車からの救出訓練を考えている。あとは、遺体収容所の開設と運営訓練、これは静岡県警捜査一課の方々と伊東警察署と市役所では市民課が参加する訓練を考えている。物資の輸送訓練は、陸送で伊東市まで県が準備したものを運んでもらい、それを伊東市の避難所まで今度は伊東市が輸送する訓練を考えている。

それから、ペットの同行避難訓練は、そのままであるが、ペットと一緒に避難してもらう訓練を、ペット同行避難所になっている旧竹の台幼稚園で、環境課が主体となって訓練をやる予定になっている。救護所の設置運営訓練は、伊豆伊東高校に救護所を設置し、そこでトリアージ等を医師会や歯科医師会、薬剤師会等に参加していただく中で、健康推進課が中心となって訓練をする予定になっている。災害ボランティアセンター立ち上げ訓練は、社会福祉協議会と社会福祉課が中心となって行う予定になっている。これは市があまり直接的に絡むことではないのかもしれないが、災害拠点病院の開設運営訓練を市民病院と、これは県とがDMATの派遣といったところを検証するような訓練を考えている。

あとは、住民が参加するような訓練として、初期消火訓練や応急給水訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練、マンホールトイレの設置訓練、そのようなところを住民の方に参加していただいて、やっていきたいと考えている。

○6番（四宮和彦君）1点だけ、今の総合防災訓練事業について伺いたい。見ていくと、事項別明細書の250ページの委託料で会場設営業務等委託料とあったが、会場設営業務とは何だと思ってしまう。実際に災害が発生しているときに、どこかの会場を設営する業務なんて発生しようがないわけではないか。これは一体何かと伺いたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）委員言われるとおり、災害を想定して災害現場を、当然そのようなところに設営は発生しないが、実際に、先ほど言ったような倒壊家屋からの救出救助訓練をやるには倒壊家屋をつくって人形を埋めたりしなければいけなかったり、土砂災害の現場をつくるには車を持ってきて、車に土砂をかけたりしなければいけない。実際に会場が、それがいいかどうかは別だが、イベント的な感じの見せる訓練等もある。実際には当日はテントを張ったり、机や椅子を設置したり、音響設備を持ってきたり、交通誘導員をつけなければいけなかったりというあたりをイベント会社に任せないと、危機対策課だけでは回っていかないということで費用を計上したものである。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

10分間ほど休憩する。

午後 1時58分休憩

午後 2時 8分再開

○委員長（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第12款公債費について質疑を行う。事項別明細書は303ページ及び304ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第13款諸支出金について質疑を行う。事項別明細書は305ページ及び306ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第14款予備費について質疑を行う。事項別明細書は307ページ及び308ページになる。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

以上で歳出の質疑を終了し、次に歳入の質疑に入る。

まず、第1款市税について質疑を行う。事項別明細書は7ページからになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）まず、第1項市民税について伺うが、市民税の減収は国の定額減税の影響が大きいほかに、法人市民税に関しては、物価高騰等によって企業業績に影響が出ることを織り込んだ旨の説明があった。新型コロナの影響、人手不足や高齢化を理由とした倒産のほかに、廃業に至る事業所もあると伺う。固定資産税の償却資産の説明の中で、廃業や事業譲渡の影響があることに触れられていたが、市内の法人数は対前年度でかなり減っている傾向があるのか。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）法人数が減っている傾向は見てとれていない。ただ、法人市民税の均等割を多く納めていただく一定規模以上の法人数はやや減少傾向にある。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。

次に、第2款地方譲与税から第22款市債までについて一括質疑を行う。事項別明細書は9ページからになる。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）第6款法人事業税交付金第1項法人事業税交付金第1目法人事業税交付金

について、第1項市民税では法人市民税は減額になっているが、法人事業税交付金は4億円の増額を見込んでいる。伊東市の景気は悪いが、静岡県全体では5割増しの好景気なのか。

○**財政課長**（肥田光弘君）法人事業税交付金については、県の積算により積算している。県の積算であるので、我々は詳しく分からないが、県の試算で対前年度6%程度の伸びが見込まれるということで増額している。

○**6番**（四宮和彦君）要するに県が増えている話だと思うが、伊東市はちゃんと経済対策をやっていないとまずいのではないかという話にもつながってくると思う。

第12款交通安全対策特別交付金について伺う。交付の基準は、当該市町村の交通事故件数とか改良済道路延長などを考慮して交付されると説明があったが、交付額が据置きということは、伊東市の場合、交通事故件数が減少もしていないし、道路改良も進んでいないことになるが、そういうことなのか。

○**財政課長**（肥田光弘君）この交付金は、委員が申したとおりの内容で来るが、今年度実績は交通事故発生件数が減っており、減少傾向にあるが、新年度の積算は前年度同額を計上したということで理解願いたい。

○**6番**（四宮和彦君）第18款寄附金、ふるさと伊東応援寄附金は8億円の寄附を見込んでいる。ふるさと伊東応援という名称ではあるが、今や全国どこでもお得な通販サイトの様相を呈している。そうすると、寄附の実績も返礼品の魅力によるところが多い気がする。先ほど歳出でも聞いたが、以前の寄附額が3億円に行くか行かないかというレベルだった頃は、返礼品の特産品と宿泊・体験型サービスの比率は、極度にサービス側に寄っていた。先ほどの答弁だと1対2ぐらいであったので、大分格差は狭まってきている。ただ、市内経済循環を考えていったときには、特産品が製造されている現場が絶対に必要だと思う。ふるさと納税との絡みでもうまくやっていくべきだと思うが、返礼品の特産品の開発、市内でもっと採用していくとか、その辺のバランスについては市としてどのように考えているのか。

○**企画課長**（菊地貴臣君）先ほども答弁したが、特産品と体験型の割合は1対2ぐらいなので、特産品が増えてきている。特産品については、特定の事業者のキンメダイの姿煮が今年度で1万件を超える寄附が入っており、1件当たり1万円なので、それだけで1億円以上が入っている。ほかの返礼品もそのぐらい入ってくればいいと思うが、その事業者にも返礼品の種類をたくさん出していただいております、その様子を見て、市内のほかの事業者も返礼品を出していただけている状況である。

一方、体験型については、マリンタウンで行っているふるさと納税応援感謝券や、楽天で行っているトラベルクーポンがかなり好調であり、そちらを利用して市内の宿泊施設に泊まっていた方が増えてきている状況である。

返礼品の開発については、楽天は商工会議所とコラボし、市内で新たな事業所が出てくれば、ふるさと納税に出していただけないかと呼びかけをしている中で、返礼品の数も増やしていきたいと考えている。

- **6番**（四宮和彦君）寄附額を歳入として増やしていくことになると、魅力ある返礼品の開発を増やしていく努力が必要になってくると思うので、その辺は政策の中に織り込んでいただきたい。

最後に、第19款繰入金、基金繰入金の財政調整基金繰入金8億5,000万円について、前年度予算より5,000万円増額しているが、年度を通じて繰り出しと積立てが繰り返されることによって、残高が微妙に変動していると思う。令和5年度は残高のマックスが34億円ぐらいあったと思うが、我々に送られてくる資料によると、この年度末においてもほぼ同額が維持されている。財調に必要な金額の幅を考えると、そんなに大きな繰り出しも大きな積立てもされていなし、30億円台がずっと維持されている。実際に財調として必要な金額の幅はこんなに要らないのではないかという気がしないでもないが、令和6年度の財調基金残高はどれぐらいまで積み立てる予定でいるのか。

- **財政課長**（肥田光弘君）今年度末の財調の残高見込みは29億6,000万円ほどとなる予定であるが、今回、8億5,000万円取り崩す。単純に差引きすると21億円ほどの残高になるが、9月に法定分を繰越金として4億円程度積み立てると、25億円程度の残高になると予想している。

- **7番**（田久保眞紀君）事項別明細書の52ページ、市債の臨時財政対策債についてお聞きする。これは国から減額の方針が出てきているが、令和6年度は8,000万円と前年度と比べてかなり減額している。財政の健全化という意味では、すばらしく評価できることであるが、市民サービスの需要、財政需要は増加が続いている中で、国では地方交付税の引上げと言っているが、私たちからは見えないので、この金額で落ち着いた考えや方針、見通しがあればお聞かせ願いたい。

- **財政課長**（肥田光弘君）臨時財政対策債の発行可能額の試算に関しては、令和6年度の総務省が出す地方財政計画の地方債計画で伸び率が示されるが、マイナス54.3%という数字が示された。今年度の決定金額が1億7,000万円ほどになるので、54.3%をマイナスすると、9,000万円から1億円の範囲内で試算はできる。ただ、今年もそのような形で試算して予算割れした部分もあったので、厳しく試算して8,000万円という計上にした。

- **委員長**（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **委員長**（佐藤 周君）質疑なしと認める。

以上で歳入の質疑を終了し、次に債務負担行為以下、その他の予算の定めについて一括質疑を行う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。

市議第62号中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第9、令和6年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時、休憩する。

午後 2時21分休憩

午後 2時22分再開

○委員長（佐藤 周君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、行政運営及び財政運営に関すること、2、事務の近代化、合理化及び能率化に関すること、3、海外各都市との友好親善に関すること、4、特定の重要施策の企画立案など政策推進に関すること、5、戸籍住民記録の整備に関すること、6、消費生活対策、交通安全及び防災対策に関すること、7、環境保全、清掃行政に関すること、8、市営霊園に関すること、9、国民健康保険及び後期高齢者医療に関すること、以上9件の所管事務について令和6年度中継続調査を行うこととし、議長に申し入れたい。

これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（佐藤 周君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和6年3月12日（火）午後2時32分（会議時間3時間6分）

以上の記録を認める。

令和6年3月12日

委員長 佐藤 周